

離職されたみなさまへ

このリーフレットをお読みになり分からないことがありましたら、**ハローワーク（船員の職業に就くことを希望される方は地方運輸局（青森運輸支局又は八戸海事事務所））**におたずねください。

ハローワーク又は地方運輸局の雇用保険の受給手続きの時間は、平日（年末年始及び祝日を除く月～金）の8時30分～17時15分（12時～13時を除く。）までとなります。

1 高年齢求職者給付金の支給を受けることができるかご確認ください。

雇用保険の高年齢被保険者であった方が失業した場合に支給される給付を「**高年齢求職者給付金**」といいます。

高年齢求職者給付金の支給を受けるには、次の(1)、(2)のいずれの要件も満たしている必要があります。

(1) 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること。

離職した日から1か月ごとにさかのぼって区切り、この区切られた期間に、11日以上働いている場合に被保険者期間1か月と計算されます。ただし、11日以上働いていても、区切られた期間が1か月未満の場合は被保険者期間1か月とは計算されません。

なお、離職した日以前1年間に病気やケガ、その他一定の理由により引き続いて30日以上賃金の支払いを受けることができなかった期間がある場合は、その期間を加えた期間（最大4年間）により算定します。

(2) 失業の状態にあること。

「失業の状態にある」とは、離職し、「**就職したいという積極的な意思と、いつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）**があり、**積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態**」にある方をいいます。

高年齢求職者給付金の支給を受けるには、**ご自身の住居所を管轄するハローワーク又は地方運輸局に**来所して**求職の申込み**を行う必要があります。

例えば、次のいずれかに当てはまる方は「**失業の状態にない**」ものと判断され、その状態が続く限り高年齢求職者給付金の支給を受けることができません。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含まれます。) |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑨ 就職・就労中の方
(試用期間なども含まれます。) |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑩ パート、アルバイト中の方
〔週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日の申告が必要となります。ハローワーク又は地方運輸局へご相談ください。〕 |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
〔求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。〕 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |
| ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 | |

2 ハローワーク又は地方運輸局に来所される際には、次のものをご持参ください。

受給手続きには個人番号確認書類が必要となります。

1 雇用保険被保険者離職票-1及び2（2枚1組）

- ① 事業所から受け取った離職票の内容に誤りがないかよくお確かめください。
- ② お手元に保管している**すべての離職票**を提出していただきます。

2 次の「① 個人番号確認書類」及び「② 身元（実在）確認書類」（コピー不可）

- ① 個人番号確認書類（いずれか1つ）
マイナンバーカード、通知カード、個人番号が表記されている住民票の写し（または住民票記載事項証明書）
- ② 身元（実在）確認書類（(1)のうちいずれか1つ、(1)の書類をお持ちでない方は(2)のうち異なる2つ）
(1) 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、官公署が発行・発給した身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか（船員の場合は船員手帳）
(2) 住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証

3 ご本人名義の預（貯）金通帳（一部のインターネット銀行などの金融機関を除きます。）

ただし、金融機関指定届に金融機関の確認印がある場合は不要です。

4 印鑑（スタンプ印不可）

